

## 23GHz帯無線伝送システムに係る制度整備案の概要

## 1 省令関係

- (1) 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令案

23GHz帯の周波数の電波を使用する無線局について、変調方式の追加等の無線設備の技術基準に係る関係規定を整備する。

- (2) 特定無線設備に技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を改正する省令案

23GHz帯の周波数の電波を使用する無線局を技術基準適合証明の対象となる特定無線設備とし、関係規定を整備する。

## 2 告示関係

- (1) 二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備、又は二三GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備の技術的条件を定める件

23GHz帯の周波数の電波を使用する無線局について、空中線電力、占有周波数帯幅の許容値や不要発射の強度の許容値等の技術的条件に係る関係規定を整備する。

- (2) 周波数割当計画（平成20年総務省告示第714号）の一部を変更する告示案

23GHz帯の周波数の電波を使用する無線局について、陸上移動局としての使用を可能とするために、関係規定を整備する。

## 3 訓令関係

- 電波法関係審査基準（平成十三年総務省訓令第六十七号）の一部を改正する訓令案  
23GHz帯の周波数の電波を使用する無線局の無線設備に係る審査基準を規定する。